ロ　イ又はハの合併法人等を被合併法人等とする特定合併等が行われた場合には、当該特定合併等に係る被合併法人等の当該特定合併等の日以前に開始した各事業年度（当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結事業年度）を当該特定合併等に係る合併法人等の事業年度とみなす。

ハ　ロの合併法人等を被合併法人等とする特定合併等が行われた場合には、当該特定合併等に係る被合併法人等の当該特定合併等の日以前に開始した各事業年度（当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結事業年度）を当該特定合併等に係る合併法人等の事業年度とみなす。

五　事業規模　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該事業が二以上ある場合には、それぞれの事業の区分に応じ次に定める金額の合計額）をいう。

イ　資産の譲渡を主な内容とする事業　当該事業の事業規模算定期間における当該資産の譲渡による売上金額その他の収益の額の合計額（次号に規定する合併等直前事業年度等（以下この号において「合併等直前事業年度等」という。）又は次号に規定する合併等以後事業年度等（以下この号において「合併等以後事業年度等」という。）が一年に満たない場合には、当該合計額を当該合併等直前事業年度等又は合併等以後事業年度等の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）

ロ　資産の貸付けを主な内容とする事業　当該事業の事業規模算定期間における当該資産の貸付けによる収入金額その他の収益の額の合計額（合併等直前事業年度等又は合併等以後事業年度等が一年に満たない場合には、当該合計額を当該合併等直前事業年度等又は合併等以後事業年度等の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）

ハ　役務の提供を主な内容とする事業　当該事業の事業規模算定期間における当該役務の提供による収入金額その他の収益の額の合計額（合併等直前事業年度等又は合併等以後事業年度等が一年に満たない場合には、当該合計額を当該合併等直前事業年度等又は合併等以後事業年度等の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）

六　事業規模算定期間　旧事業に係る事業の規模を算定する場合にあつては判定法人の合併等直前期間（合併等の日の一年前の日から当該合併等の日までの期間をいう。）又は合併等直前事業年度等（当該合併等の日を含む事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併等の日を含む連結事業年度）の直前の事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）をいう。）をいい、第一号ハ⑶に規定する非従事事業に係る事業の規模を算定する場合にあつては合併等以後期間（合併等の日以後の期間を一年ごとに区分した期間をいう。）又は合併等以後事業年度等（判定法人の当該合併等の日以後に終了した事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）をいう。）をいう。

16　第十四項の被合併法人等が次の各号に掲げる法人に該当する場合における当該被合併法人等の同項に規定する所得の金額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該被合併法人等の当該各号に定める金額とする。

一　公益法人等又は内国法人である人格のない社団等　収益事業から生じた所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき法人税法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額）

二　外国法人　法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額（人格のない社団等にあつては収益事業から生じた所得の金額に限るものとし、当該国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき同法第百四十四条の十三の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額とする。）

17　資金借入れ等により行われることが見込まれる事業の内容が明らかである場合には、判定法人が旧事業の事業規模（第十五項第一号ハ⑵に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定については、法人税法施行令第百十三条の二第十三項及び第十四項の規定を準用する。この場合において、同条第十三項中「当該旧事業の譲渡収益額、貸付収益額若しくは役務提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第一号ハ⑵（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する旧事業（以下この項及び次項において「旧事業」という。）の譲渡収益額（同条第十五項第五号イに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）、貸付収益額（同条第十五項第五号ロに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは役務提供収益額（同条第十五項第五号ハに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「当該新事業」とあるのは「新事業（同条第十七項に規定する見込まれる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第十四項中「同項の資金借入れ等を行つた日の属する事業年度」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十三項第一号に規定する判定対象年度」と読み替えるものとする。

第二十七条の十一の三中「中小企業者」の下に「（同項第六号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える。

第三十九条の三十五の四第三項第一号中「第三十三条の七第三項」を「第二十七条の四第十三項、第三十三条の七第三項」に改める。

第三十九条の三十九第一項中「第十二項第一号」を「第十七項第一号」に、「第二十七条の四第十三項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に改め、同条第十項中「第二十項」を「第二十五項」に改め、同条第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「及び第十五項から第十九項まで」を「、第十三項、第十四項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第十六項」を「第二十一項」に、「第二十七条の四第二十一項」を「第二十七条の四第二十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第二十項」に、「第二十七条の四第十九項」を「第二十七条の四第二十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第十八項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項を同条第十九項とし、同条第十三項第一号中「第二十七条の四第十八項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第二十七条の四第十三項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十三項第二号」を「第二十七条の四第十八項第二号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十三項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に改め、同項第五号中「第二十七条の四第十三項第七号」を「第二十七条の四第十八項第七号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項の次に次の五項を加える。

12　法第六十八条の九第八項第五号の二に規定する政令で定める事由は、当該連結事業年度において連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同号に規定する計算した金額が十五億円を超えるかどうかを判定する場合における次に掲げる事由とする。

一　当該連結親法人（以下第十六項までにおいて「判定連結親法人」という。）の当該連結事業年度（以下第十四項までにおいて「判定対象年度」という。）に係る各基準年度（法第六十八条の九第八項第五号の二に規定する基準年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）で法人税法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度であるものの連結所得に対する法人税の額につき同条の規定の適用があつたこと。

二　判定連結親法人又はその連結子法人（判定連結親法人による連結完全支配関係にあつた法人を含む。以下第十六項までにおいて「連結子法人等」という。）が特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること。

三　判定連結親法人が判定対象年度開始の日から起算して三年前の日（以下第十四項までにおいて「基準日」という。）の翌日から判定対象年度開始の日までの期間内に法人税法第四条の二の承認を受けたこと又は連結子法人等が当該期間内において判定連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各基準年度の中途において判定連結親法人による連結完全支配関係にあつたこととなつたこと。

四　判定連結親法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消されたこと。